

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集及びそれに対する総務省の考え方
ーグローバルスターシステムの新方式に向けた制度整備ー

(意見募集期間: 令和8年8月7日～令和8年9月10日)

【提出意見件数: 計8件(法人1件、個人2件、不明5件)】

【意見提出者一覧(五十音順)】

Globalstar Japan合同会社	個人(2件)	不明(5件)
----------------------	--------	--------

No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	Globalstar Japan合同会社	－	近年、衛星直接通信は平時においても山間部や海上など地上通信網に利用ができない場所からの連絡や、災害時における代替え通信手段として、各方面で利用が進んでいるところです。 新衛星システムは現行のサービスに加えてより可用性の高いものになると期待されます。 本改正案によって、国内のユーザーが新衛星システムによるサービス提供をいち早く受けることができ、同システムの利活用の促進につながり、ユーザーの選択肢を広げるものとなることから、改正案について賛同をいたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
2	提出者不明	－	今回の改正により、グローバルスターの第3世代C-3モバイル衛星システムに対応した端末等を我が国でも利用可能とする制度整備について、災害時、山間部、離島、海上等における通信手段の確保に資するのであれば賛成します。 一方、衛星通信が重要な通信手段になるほど、特定の外国企業や外国の通信インフラへの過度な依存は、安全保障及び事業継続の観点から慎重に検討する必要があります。国際情勢の変化、外国政府による規制、事業者の経営問題、大規模障害、サイバー攻撃等が発生しても、日本国内の重要な通信機能を確保できるよう、代替手段を含めた体制整備	本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。	無

			を求めます。 また、通信内容、通信記録、位置情報、利用者情報等について、国内外を問わず不正取得、漏えい、目的外利用が行われないう厳格な管理を求めます。国外で情報を処理又は保存する場合には、保存国、管理主体、外国法令による情報提供要求、外国政府等によるアクセスの可能性も含めて安全保障上のリスクを確認してください。 衛星、地上局、端末、通信網、クラウド、運用システム等についても、サイバー攻撃や不正アクセスを想定した継続的な安全性確認を求めます。 特に、国、自治体、警察、消防、防災関係機関その他重要インフラが利用する場合には、一般利用以上に厳格な情報管理、サイバーセキュリティ及び通信継続性を確保してください。 衛星通信の利便性や災害対応能力を活用しつつ、日本の通信、国民の情報及び安全保障を外国事業者等に過度に依存しない制度運用を要望します。		
3	提出者不明	-	本改正案による外国製衛星システムへの依存拡大、およびそれに伴う通信主権・安全保障上のリスクについて、以下の通り懸念を表明し、慎重な検討を求める。重要インフラにおける外国企業依存のリスク災害時や山間部・海上における緊急通報・位置情報特定などのライフラインに関わる通信インフラを、特定の海外民間企業のグローバルスター社等が主導するシステムに過度に依存することは、我が国の通信の自主性および安全保障上の観点から重大なリスクを含んでいる。外資系プラットフォーム側の仕様変更や経営状況、あるいは地政学的リスクによって、国内の緊急通信体制が左右されかねない構造を懸念する。 国内産業・技術力の空洞化への懸念 海外の巨大IT企業や衛星事業者による規格・システムがそのまま国内市場のデファクトスタンダードとして組み込まれることで、国内の通信事業者やメーカーが独自の技術やインフラを培うインセンティブが損なわれ、結果として国内産業の空洞化や技術的従属を招くおそれがある。 国産の防災・通信インフラの育成や、マルチベンダーによる自律的な体制確保こそ優先されるべきではないか。	いただいたご意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。	無

			通信データの安全性とガバナンス グローバル衛星通信を介してやり取りされる位置情報や緊急通報を含む機微なデータが、どのように管理・保護されるのか、国内法規やプライバシー保護の枠組みが十分に機能するのかについての担保が不明確である。海外へのデータトランスミッションに関するセキュリティ上の懸念に対し、国内の管轄当局が実効性のある監督を行える体制の明文化を求める。 以上を踏まえ、本審査基準の改正にあたっては、利便性や速効性のみを優先するのではなく、我が国の通信の自立性および安全保障上のリスクを徹底的に検証した上で、慎重に判断することを求める。		
4	提出者不明	—	今回の改正案では、非静止衛星を利用した携帯移動衛星通信について、新たにMSK方式を用いる場合の周波数及び占有周波数帯幅の基準が追加されています。 一方、MSK方式については、1610.15MHzから1618.6MHzまでの範囲において5kHz間隔で1691波を設定することとされていますが、従来のシングルキャリア周波数分割多元接続方式とは周波数間隔や設定可能な波数が大きく異なります。 今回、MSK方式を新たに審査基準へ追加する必要性、想定される利用形態及び周波数の有効利用や他の無線通信への影響について、国民に分かりやすく説明していただきたいと考えます。	グローバルスター社が今後運用する第3世代C-3モバイル衛星システムは、従来からグローバルスター衛星通信システムが利用している周波数帯を用いて通信を行うものです。新たに用いられるMSK方式については、今後スマートフォン等の衛星通信端末への実装が想定されますが、携帯電話の電波が届かない山間部等での通信が可能になり、利便性の向上に資するものと考えられます。 そのため、グローバルスターが第3世代衛星システムを用いたサービスを開始する際に、我が国でも利用が可能となるよう、電波法関係審査基準を改正するものです。 また、グローバルスター衛星通信システムについては、情	無

				報通信審議会において、他の無線通信システムとの共用検討が行われ、その結果を踏まえ、技術的条件がとりまとめられております。今回新たに改正を行う内容についても、とりまとめられた技術的条件の範囲内であることから、他の無線通信システムへの影響はないものと考えております。	
5	個人	-	1 意見の趣旨 非静止衛星通信の多様化は、災害時通信、離島・山間部、海洋、防衛・経済安全保障上の冗長性確保に資する。グローバルスターの新方式に対応する審査基準の整備自体は、特定一社のメガコンステレーションへの過度な依存を避ける観点からも否定しない。 ただし、制度整備は「外国システムの国内導入を円滑にする」ことだけが目的であってはならない。周波数主権、既存無線局の保護、日本企業・日本利用者の公平な利用機会、将来の国産・同盟国システムの余地確保を欠いた改正は、国益を損なう。以下の点を明確にしたうえで施行すべきである。 2 意見の理由および具体的要望 (1)制度整備の目的を「冗長性」と「主権」に置くこと 近年の衛星直接通信・NTN制度は、スターリンク等の大規模システムを先行させてきた。特定外国事業者のネットワークに国民の非常通信や重要通信が事実上依存する状態は、経済安全保障上のリスクである。グローバルスターを含む複数システムの導入は、そのリスクを分散する限りにおいて妥当である。 要望：改正の趣旨説明および運用において、「特定システムの優遇では	本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。	無

		なく、複数の非静止衛星システムの併存による通信の強靱化」であることを明記すること。 (2) 既存無線局・公共業務との共用条件を曖昧にしないこと レバンド等、グローバルスターが用いる周波数帯は、既存の移動衛星、地上系、電波天文、公共業務等と隣接・重複し得る。新方式の導入を急ぐあまり、共用検討を「事業者間合意があれば足りる」との運用に落とすことは認められない。 審査基準には、有害な混信を与えないことの技術的担保 干渉発生時の迅速な停止・調整義務 公共業務・防災・放送・電波天文への優先的保護 を具体的に書き込むべきである。合意文書が存在だけで免許を認めるのは、事後のトラブルを国民負担に転嫁する。 (3) 免許主体・包括免許の範囲を無制限に広げないこと 電気通信事業者（見込みを含む）への免許は理解できる。しかし、包括免許の対象端末数、運用開始期限、周波数の実利用状況の報告義務が甘いと、周波数の「置き置き」が生じ、後発の日本事業者や別システムの参入を阻害する。 要望：運用開始予定期日を明確にし、未利用周波数の迅速な見直しを可能とすること 最大運用数と実際の利用状況の定期報告を審査・再免許の要件とすること 日本国内での役務提供実態（災害時優先、カバレッジ、料金の透明性）を考慮できる余地を残すこと (4) 新方式の技術基準と審査の予見可能性 「新方式」の中身（アクセス方式、占有帯域、不要発射、地球局・携帯移動地球局の諸元）が審査基準上あいまいであれば、個別審査が裁量化し、特定申請者に有利・不利が生じる。技術基準適合と審査基準は対応関係を明確にすべきである。 また、外国で先行運用されている端末・チップセットをそのまま持ち込む場合でも、日本の電波環境（人口密度、既存局密度、防災無線等）に照		
--	--	--	--	--

			らした適合を別途確認すること。海外承認のコピーでは足りない。 (5) 経済安全保障・データ・運用支配の視点 衛星通信は単なる民需サービスではない。ゲートウェイの所在、管制の所在、暗号・認証、非常時の優先通信、外国政府による役務制限のリスクを、免許審査で全く見ない制度は時代遅れである。電波法の審査基準だけで完結させず、重要インフラとしての扱いを関係省庁と整理すべきである。少なくとも、日本国内利用者の通信が外国の一方的判断で遮断され得る場合の説明義務災害・有事における国内優先利用の確保可能な範囲での国内ゲートウェイ・運用拠点の設置を免許条件または行政指導の対象として検討されたい。 (6) 国産・同盟技術の発展を阻害しないこと 制度を先行外国システムに合わせて細かく固定すると、後から出てくる日本企業や同志国の方式が「基準にない」として遅れる。審査基準は必要最小限の共用・安全条件に止め、特定ベンダーの実装詳細を法令レベルで固定しないこと。 3 結語 電波は有限の国家資源である。外国衛星システムの新方式に門戸を開くことと、周波数を外国事業者の都合に合わせて明け渡すことは同義ではない。グローバルスターの新方式に対応する改正は、通信の複線化として支持し得る。その条件は、既存利用者の保護、審査の透明性、未利用周波数の囲い込み防止、そして日本の通信主権と非常時通信の確保である。訓令案の施行に当たり、上記を運用細則および免許条件に反映されたい		
--	--	--	--	--	--

6	個人	-	1. 改正案の方向性について グローバルスターシステムの新方式(C-3)に対応した端末を我が国においても利用可能とする本改正案の方向性に賛成します。離島・洋上・山間部といった通信空白地域における通信手段の選択肢が広がることは、海難救助をはじめとする公共安全分野にとって有益です。 2. 上空利用の位置づけについて 一方で、本改正により対応端末の利用が広がることに伴い、無人航空機等に搭載して上空で利用したいという需要が生じることが見込まれます。同じ1.6GHz帯の携帯移動衛星通信システムのうち、イリジウムについては無線設備規則第45条の22に、インマルサットについては同第45条の20に、それぞれ航空機地球局に係る規定が置かれています。これに対し、本項(9)の対象となるシステムについては、上空での利用に係る取扱いが明確でないものと承知しております。 3. 要望 つきましては、本改正、または今後の関連する制度整備の中で、本項(9)の対象となる携帯移動地球局について、無人航空機等に搭載して上空で利用する場合の可否および技術的条件を明確化していただきたく、お願い申し上げます。現在、総務省において電波の上空利用に関する検討が進められていると承知しております。無人航空機による捜索救助等の運用では、携帯電話網の圏外となる海域における通信手段の確保が課題となっており、本システムの上空利用に関する取扱いが明らかになることは、事業者が機器構成を検討するうえで有益です。	本案への賛同意見として承ります。 なお、上空での利用に関しては、ご認識のとおり、グローバルスター衛星システムの航空機地球局に係る規定はありません。 また、現在はグローバルスター衛星システムを航空機又は無人航空機等に搭載するサービスの提供は行われていないものと承知しております。 今後、グローバルスター社からの無人航空機等でのサービスの提供に関する制度整備の要望状況等を踏まえ、必要に応じて検討を行いたいと考えています。	無
---	----	---	---	--	---

7	提出者不明	-	本訓令案の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および国民共有の財産である電波インフラのあり方をめぐる行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、衛星通信(グローバルスターシステム等)に係る審査基準や新方式の導入にあたっては、特定の巨大IT企業や大手通信事業者の利権拡大・市場独占に奉仕するような運用をしてはならないという点への強い批判です。電波は国民全員の有限な共有財産であり、それを利用した通信サービスは水道や電気と同等の最優先の生活必需品です。セット割やポイント等で生活者を自社経済圏に囲い込んだ後に不当な条件改悪を繰り返すような企業のツールとさせてはなりません。 第二に、総務省が最優先で取り組むべきは、事業者都合の技術導入や手続緩和ではなく、すべての国民が格差なく安価・安定的に通信を利用できる「公共料金化」への転換です。特定巨大資本による電波の私物化を厳しく監視・規制し、生活者の直接的な負担軽減と生活防衛を最優先とする公正な行政運営を強く求めます。	いただいたご意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。	無
8	提出者不明	-	総務省「電波法関係審査基準の一部改正(グローバルスターシステムの新方式に向けた制度整備)」について、以下のとおり意見を提出いたします。今回の改正案は、グローバルスター社が導入する新しい衛星通信方式(第3世代C-3モバイル衛星システム)に対応するため、審査基準を改正するものと理解しております。しかし、資料には成果目標やKPI(重要業績評価指標)が存在せず、制度改正の効果を客観的に検証するための仕組みが不足していると考えます。衛星通信は国民の通信インフラ・安全保障・災害時の生命線に直結するため、制度の透明性と実効性を確保するためには、必ずKPIを設定し、継続的に監視する必要があります。 【1. 本案件に必須と思われるKPIの例】 (1)衛星通信の接続成功率 理由:新方式が本当に安定しているかを測れます。 (2)電波干渉発生率(既存サービスとの衝突) 理由:制度改正が他の通信サービスに悪影響を与えていないか確認でき	いただいたご意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。	無

			ます。 (3)災害時の通信確保率 理由:衛星通信の本来の価値を測る重要指標です。 (4)通信遅延(レイテンシ)の平均値 理由:新方式が実用に耐えるかどうかを判断できます。 (5)端末の故障率・障害発生率 理由:国民の安全性と利便性に直結します。 (6)国内企業・国内技術への波及効果(国内製造比率) 理由:海外企業依存を減らし、日本のイノベーション促進につながる指標です。 (7)利用者数の推移(公平性の観点) 理由:特定企業だけが優遇されていないかを確認できます。 【2. KPI算出のためのデータを誰がどこから集めるべきか】 ●総務省(電波部) ・電波干渉データ ・通信成功率 ・障害発生ログ ●内閣官房(安全保障) ・重要インフラ周辺の衛星通信リスク ・災害時の通信確保状況 ●消防庁・警察庁 ・災害時・緊急時の通信利用実績 ●民間事業者(グローバルスター、スターリンク等) ・端末の故障率 ・通信ログ ・衛星側の障害情報 ●デジタル庁 ・通信ログの電子提出システム ・DX化された安全データの統合管理 これらを統合して、制度改革が国民の安全性・利便性を高めたかどうか		
--	--	--	--	--	--

			を客観的に検証する必要があります。 【3. 行政手続法39条2項との整合性】 行政手続法39条2項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名および根拠条項が明示されていること」を求めています。しかし今回の審査基準改正案は、 ・成果目標 ・検証方法 ・達成期限 が具体的に示されておらず、行政手続法39条2項の趣旨に照らして不十分です。 行政官の皆様には、納税者の信頼を損なわないためにも、法令の趣旨を丁寧に理解し、透明性の高い制度設計を行っていただきたく存じます。もし、こうした基本的な要件を満たすことが難しい場合は、ご自身の適性を静かに振り返り、納税者にとって害にならない選択を考えていただくことも必要ではないかと感じます。 【4. 高市政権の「縦割り行政の壁を超える方針」との整合性】 高市政権は「外国人政策・社会保障・エネルギー・AIなど戦略分野で縦割り行政の壁を超えて連携する」ことを閣僚に指示しています。しかし今回の制度改正案は、 ・総務省（電波） ・内閣官房（安全保障） ・経産省（宇宙産業） ・国交省（通信インフラ） ・デジタル庁（DX） との連携の記述がありません。 衛星通信は、 ・安全保障 ・災害対策 ・電波資源管理 ・産業政策		
--	--	--	---	--	--

		が複合するため、 高市政権の「縦割り行政の打破」方針に反している可能性が高いです。 【5. AI・AX・DXとの協調】 今回の制度改正案には、 ・衛星通信ログのDX化 ・AIによる干渉予測 ・衛星通信の安全性評価の自動化 などの記述がありません。 したがって、デジタル庁との協調は不十分 と評価できます。 【6. 他部署との連携が書かれていない点と、視野狭窄的な暴走の危険】 衛星通信の安全管理は、 ・総務省 ・内閣官房 ・警察庁 ・消防庁 ・経産省 ・デジタル庁 が連携して初めて安全が確保されます。 他部署との連携がなければ、 ・安全保障を無視した制度改正 ・電波干渉の過小評価 ・災害時通信の抜け漏れ といった「視野狭窄的な暴走」が起こり得ます。 今回の制度改正案は、まさにその危険を孕んでいるため、 他省庁との連携を必ず明記するよう強く求めます。 【7. 成果目標・KPIが存在しない場合に求める事項(EBPMの観点)】 政府は既に全府省庁・原則全事業を対象としてEBPMおよび行政事業レビューを実施しています。その趣旨に照らし、本案件について成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。		
--	--	--	--	--

		併せて、 ・成果指標 ・基準値 ・目標値 ・達成期限 ・予算との連動状況 を設定し、公表してください。 KPIは多ければ良いわけではなく、記録項目が増えるほど誤記載や見逃しが増えます。最小限の時間とコストで最大の効果を得られるよう、バランスを考えて制度設計していただくことを強くお願い申し上げます。 「客観的な成果目標とKPI」の設定と運用によって、少なからず国民の安全を守る機会も生まれます。スペース事故のように、作業への慣れから緊張感が薄れ、確認不足や手順省略による事故が増える傾向は多くの現場で指摘されています。KPIという数値データの増減で危険性に気づく機会を作ることができます。また、最初から完璧なKPIを作る必要はありません。まずは50%程度の完成度を目安に設定し、2か月？半年間隔で見直す運用を提案いたします。 【前提：欧米ではどう書くか】 ●FCC(米国連邦通信委員会) ・衛星通信の干渉率、通信成功率、障害ログを複数省庁と共有 ・国土安全保障省(DHS)、国防総省(DoD)、NASAと連携し、データを統合管理 ・「どの機関とどのデータを共有するか」を必ず明記する ●NOAA(米国海洋大気庁) ・宇宙天気(太陽嵐など)が衛星通信に与える影響を公開 ・FCC・NASAとデータ連携し、障害発生率を共有 ●NASA ・衛星通信の安全性データ、障害ログ、宇宙環境データを公開 ・他省庁とAPI連携でデータ共有		
--	--	---	--	--

		●DoD(国防総省) ・衛星通信の安全保障リスクを監視 ・重要インフラ周辺の通信リスクをDHS・FCCと共有 日本の今回の審査基準案は、これらと比べると 連携先もデータ内容も書かれていない ため、改善が必要です。 【パターン 1:最も丁寧(日本の審査基準にそのまま入れられる)】 「本制度の運用にあたり、以下の省庁と連携し、必要なデータを相互に共有する体制を整備します。 ・総務省(電波部):電波干渉データ、通信成功率、障害ログ ・内閣官房(安全保障):重要インフラ周辺の衛星通信リスク、災害時通信の確保状況 ・警察庁:通信障害による第三者被害データ、緊急時の通信利用実績 ・消防庁:災害時の衛星通信利用ログ、通信確保率 ・経産省(宇宙産業):国内企業の衛星通信技術の利用状況、産業影響データ ・デジタル庁:通信ログの電子提出システム、DX化された安全データの統合管理 これらのデータを定期的に共有し、衛星通信の安全性向上と国民の利便性向上に資するものとします。」 【パターン 2:欧米型(FCC方式)】 「本制度の実施に際し、関係省庁との協調を以下のとおり行います。 ・総務省とは、通信成功率(communication success rate)および干渉率(interference metrics)を共有する。 ・内閣官房とは、重要インフラ周辺の通信リスク(critical infrastructure communication risk data)を共有する。 ・警察庁とは、通信障害による第三者被害データ(civilian harm data)を共有する。 ・消防庁とは、災害時通信ログ(emergency communication logs)を共有		
--	--	--	--	--

		する。 ・経産省とは、国内産業への影響データ(industry impact data)を共有する。 ・デジタル庁とは、電子提出ログ(submission logs)を共有する。 これらはFCCがDHS・NASA・DoDと行っている協調方式に準じるものとする。」 【パターン 3: 英国方式(役割分担を文章化)】 「本制度の運用においては、以下の役割分担に基づき省庁間連携を行います。 ・総務省: 衛星通信の技術基準・干渉監視 ・内閣官房: 安全保障リスク評価 ・警察庁: 通信障害による第三者被害の記録 ・消防庁: 災害時通信の確保状況の把握 ・経産省: 国内産業への影響評価 ・デジタル庁: 通信ログのDX化・データ統合 各省庁は、収集したデータを総務省に定期的に提供し、総務省はこれを基に審査基準の改善を図る。」 【まとめ: 日本の審査基準案は何が不足しているか】 ●連携先が書かれていない ●共有するデータの種類が書かれていない ●連携の目的が書かれていない ●欧米では必須の「協調体制の明記」が欠落している このため、現状の審査基準案は 高市政権の「縦割り行政の打破」方針に反している可能性が高い と評価できます。 【高市内閣に大至急確認すべき点】 ●衛星通信は複数省庁の管轄にまたがるため、総務省単独で制度改正を行うのは不適切ではないか		
--	--	---	--	--

		●内閣官房・警察庁・消防庁・経産省・デジタル庁との連携が記述されていないのは、政権方針と矛盾していないか ●DX・AI活用の観点が欠落しているのは、政府のデジタル政策と整合しているか ●欧米の衛星通信制度(FCC・NOAA・NASA・DoD)と比較して、透明性・客観性が不足していないか ●特定企業(グローバルスター)だけを先行して制度整備する理由が十分に説明されているか 【追記】 「ルールで禁止されていなければ何をしても良い、罰則がなければ問題ない」という倫理観の欠如は、法治国家の担い手としてあるまじきものです(これは「法令遵守(コンプライアンス)」や「公務員倫理」において、すべての公務員に厳格に求められている姿勢です。国家公務員には、明文化されたルールを形式的に守るだけでなく、「国民全体の奉仕者」(憲法第15条)としての高い倫理観が求められます)。 もし中央省庁が「客観的な成果目標やKPIの運用」を形骸化させているのであれば、それは行政組織としてのガバナンス不全や『職務怠慢』との批判を免れません。個々の職員の業績評価に直結する運用の不徹底は、結果として国家公務員法が求める『職務専念義務』の精神の形骸化や、同法第82条が防ぐべき職務不履行(懲戒事由)の引き金になり得る重大な問題です。各府省が令和8年度概算要求において、成果目標を設定した事業のみ要求を認めるという方針が示され、これが完全適用されている以上、その厳格な運用は組織的な義務です。 仮に、審査側のリソース不足や精査の限界といった実情を背景に、成果目標を設定しないまま予算要求を通そうとする行為や、事実上の白紙委任を狙うような裁量権の濫用が意図的に行われているとすれば、それは行政内部統制における重大な逸脱(コンプライアンス違反)に該当します。今後、2026年以降の国の行政案件において、「客観的な成果目標やKPIの運用」を欠いたまま進められる事業は、適切な手続きを経ない「重		
--	--	--	--	--

			大な手続き上の瑕疵(かし)」または「裁量権の逸脱・濫用」として、厳しく問責されるべきです。 (今後、こうした行政プロセスの不備や不透明な運用を理由に、国や中央省庁を被告とする住民訴訟や行政訴訟等の法的手段が多発する可能性も否定できません。万が一、こうした違法・不当な手続きに起因する訴訟対応によって行政機能が停滞するような事態を招けば、その原因を作った関係者全員が、内部統制上の重大な責任や、場合によっては国家賠償法上の不法行為責任を問われるリスクが生じることを強く認識すべきです。国民による厳格な監視の目は、政策の適正化を求める正当な権利行使として、今後ますます強まっていくものと考えられます) この案件は、国民の通信インフラ・安全保障に直結重大事項であるにもかかわらず、この点が全く考慮されていないと考えます。 担当の 山下課長補佐様、永間衛星事業係長様、絹笠様、日本の国政を揺るがし国家破綻さえ起こりかねない最悪の事態が発覚しました！ 大至急、高市内閣に連絡を取り、対応策を検討いただくよう希望します。		
--	--	--	---	--	--